

令和6年度藤枝市デジタル経営診断支援業務

藤枝ICTコンソーシアムにおける実施主体選定に係る企画提案説明書

- 本説明書は、令和6年度藤枝市デジタル経営診断支援業務における実施主体選定に係る企画提案書の作成用資料である。
- 企画提案審査後、藤枝ICTコンソーシアムと契約予定者として本説明書及び提案書に基づいて業務内容の協議を行い、業務仕様書を決定した上で委託契約を締結する。

1 適用範囲

本説明書は、藤枝ICTコンソーシアムが藤枝市から受託し実施する「藤枝市デジタル経営診断業務（以下「原業務」という）」のうち、「令和6年度藤枝市デジタル経営診断支援業務（以下「本業務」という）」に適用する。

2 業務目的

藤枝市では、先駆的に進めてきたICT・デジタル活用を、更に全ての領域で展開していくとともに、『すべての人にやさしいデジタル活用で、豊かな暮らしを実感できるまちへ』の基本理念のもと、「市民（＝市民サービス）」、「まち（＝まちづくり）」、「市役所（＝市役所業務）」の3つの領域に沿ってDXを推進しており、まちづくり（地域・産業）の領域においては「産業競争力向上」、「人材育成」、「働き方改革」を柱としたICT・デジタル活用により、力強い地域産業を育み、安心して働けるまちづくりを目指している。それを受け、当コンソーシアムは地域DX推進の担い手として地元の中小事業者や小規模事業者の持続的な成長による地域の活性化を図り、イノベーションやDXの促進支援を行うとともに、地元産業の競争力強化につなげるため、藤枝市と連携し、専門的知見により、ICT活用・デジタル化の促進に向けたコンサルティングを実施している。

本業務は、デジタル化の実施状況や関心が低く、デジタル化を独力で実行する知見が不足している市内事業者のデジタル化を促進するとともに、当コンソーシアムが実施する会員企業によるITコンサルティング及びソリューション導入支援に繋げることでデジタル化を加速し、企業の経営基盤強化を図ることを目的に、「デジタル経営診断ツール」（以下「診断ツール」という）を活用した地域事業者のDX診断により、当該事業者のデジタル化スコアを見える化するものである。

また、地域事業者に現実感のある啓発を行うとともに、横展開を図るためのツールとして、デジタル化により業務の効率化につながった事例を蓄積した地域DX推進事例集（以下「事例集」という）を作成するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

藤枝商工会議所及び岡部町商工会（以下「支援機関」という）と連携し、藤枝商工会議所市内会員及び岡部町商工会市内会員の法人等を対象に、診断ツールを用いたデジタル経営診断を実施し、診断データ（事業者情報、診断時入力情報及び診断スコアをいう）を収集する。なお、市内事業者240社以上に対して診断を実施することを目標とする。

(1) 診断ツールの調達

診断ツールは下記の要件を満たすものとする

- ①総務、経理、営業などカテゴリ別に事業者のデジタル進捗を診断可能なこと
- ②他地域において2,000件以上の診断実績があり、そこで蓄積された他事業者の診断データ（事業者情報、診断時入力情報及び診断スコアをいう）から算出したDX基準値との比較が可能なこと
- ③必要に応じて受託者で改修可能な診断ツールであること
- ④診断データを藤枝市及び藤枝ICTコンソーシアムで利活用可能なこと
- ⑤診断データの機密性が保たれる仕組みであること

(2) デジタル経営診断の実施支援・管理

市内事業者にデジタル経営診断を依頼する際のドアノックツール（チラシ）を準備し、事業者がデジタル経営診断を円滑に行えるよう直接事業所に出向き診断をサポートするなどの支援を行うこと。その際に、市内においてこれまでデジタル化につながった事例を紹介できるツールを用意すること。また、対象事業者に診断データの利活用について、同意、不同意を確認すること。対象事業者におけるデジタル経営診断の済・未済を管理し、必要に応じて進捗を報告すること。

なお、支援機関からは事業者名、代表者名、住所、連絡先を提供予定である。

(3) 診断結果の取りまとめ及び事例集の作成

藤枝ICTコンソーシアムからの求めに応じて診断結果（事業者情報及び診断スコアをいう）をとりまとめ報告すること。また、ソリューション導入に至り、業務の効率化等につながった事例をまとめた事例集を作成すること。事例集には、ソリューション導入前の課題、導入したソリューションの名称及び概要、導入した効果を記載することとするが、創意工夫により上記目的に資する項目を追加することができるものとする。

なお、受託者はあらかじめ事例集へ掲載する相手先事業者に対し、事例集への掲載及び藤枝市等が啓発素材として利用することについて同意を得ることとする。

5 成果品

(1) 成果品

- ア 業務委託報告書（2部：上記4業務内容の実施記録を整理した冊子（A4判））
- イ 事例集（2部：A4判両面印刷でフルカラーとすること）
- ウ 本事業の実施に当たり作成した資料（各2部：チラシ、ドアノックツール等）
- エ 診断データ（データのみ）
- オ デジタル経営診断の実施管理表（データのみ）
- カ 上記データを記録したDVD（1部）

提出するファイルはPDF形式及びMicrosoft Officeで編集可能な形式のファイルを提出すること。

(2) 納入場所

藤枝ICTコンソーシアム（静岡県藤枝市前島一丁目7-10 BiViキャン内）

6 業務実施に当たっての条件

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、業務実施前に藤枝 I C T コンソーシアムに対して書面にて再委託の内容と理由、再委託先、再委託先に対する管理方法等を報告し、承諾を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に関する権利は、藤枝 I C T コンソーシアムに帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た情報を藤枝 I C T コンソーシアムの許可なく他に漏らしたり、自己の利益のために利用したりしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。

7 委託料の支払い

検査合格後に委託費を請求し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、その業務目的に照らし、効果的に取り組むとともに、藤枝 I C T コンソーシアムとの連絡を密に行うこと。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、藤枝 I C T コンソーシアムとの連絡・調整を行うこと。
- (3) 本要領に定めのない事項については、藤枝 I C T コンソーシアムと受託者において協議し決定すること。